

医療関係者に対する要請・指示、補償に関する参考資料

参照条文集

- (1) 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）
- (2) 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）
- (3) 災害救助法施行規則（昭和二十二年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第一号）
- (4) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成十二年厚生省告示第百四十四号）
- (5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）
- (6) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）
- (7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成十六年厚生省告示第三百四十三号）

(1) 災害救助法（抄）

第二章 救助

（救助の範囲）

第二十三条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 ～三 （略）
- 四 医療及び助産
- 五 ～十 （略）

2 （略）

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（従事指示）

第二十四条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 （略）

3 第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令でこれを定める。

4 （略）

5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(協力命令)

第二十五条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(扶助金の支給)

第二十九条 第二十四条又は第二十五条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

(応援命令)

第三十一条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救助につき、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。

第三章 費用

(費用の支弁)

第三十三条 第二十三条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

2 第二十四条第五項の規定による実費弁償及び第二十九条の規定による扶助金の支給で、第二十四条第一項の規定による従事命令又は第二十五条の規定による協力命令によつて救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統轄する都道府県が、第二十四条第二項の規定による従事命令によつて救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をなした都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

3 (略)

第四章 罰則

(罰則)

第四十五条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わない者

二 (略)

(2) 災害救助法施行令（抄）

(救助の程度・方法・期間)

第九条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

2 前項の厚生労働大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(医療、土木建築工事及び輸送関係の救助業務従事者の範囲)

第十条 法第二十四条第一項 及び第二項 に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

- 一 医師、歯科医師又は薬剤師
- 二 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
- 三～十 (略)

(扶助金の種類医療、土木建築工事及び輸送関係の救助業務従事者の範囲)

第十三条 法第二十九条 の扶助金（以下「扶助金」という。）は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の六種とする。

(扶助金の支給)

第十四条 前条に規定する扶助金（療養扶助金を除く。）は、支給基礎額を基準として支給する。

2 前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

- 一 法第二十四条 の規定により救助に関する業務に従事した者（以下「従事者」という。）のうち、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第十二条 の規定により算定した平均賃金の額
- 二 従事者のうち、労働基準法 に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として都道府県知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）をこえるときは、標準収入額を基準として都道府県知事が定める額とする。
- 三 法第二十五条 の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第五条 に規定する給付基礎額の例により都道府県知事が定める額

(療養扶助金)

第十五条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養扶助金として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(休業扶助金)

第十六条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業扶助金として、その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業扶助

金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少いときは、その差額を支給する。

(障害扶助金)

第十七条 従事者又は協力者の負傷又は疾病がなおつた場合において、別表第五に定める程度の身体障害が存するときは、障害扶助金として、その障害の等級に応じ、支給基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

- 2 別表第五に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。
- 3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者又は協力者に最も有利なものによる。
 - 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より一級上位の等級
 - 二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より二級上位の等級
 - 三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より三級上位の等級
- 4 前項の規定による障害扶助金の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害扶助金の額を合算した額をこえてはならない。
- 5 既に身体障害のある従事者又は協力者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害扶助金の額から従前の障害に応ずる等級による障害扶助金の額を差し引いた額をもつて、障害扶助金の額とする。

(遺族扶助金)

第十八条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、遺族扶助金として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

第十九条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者又は協力者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - 二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
 - 三 前二号に掲げる者のほか、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者の遺族扶助金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 従事者又は協力者が遺言又は都道府県知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族扶助金を受けるものとする。
 - 4 遺族扶助金を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族扶助金は、その人数によつて等分して支給するものとする。

(葬祭扶助金)

第二十条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、葬祭扶助金として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(打切扶助金)

第二十一条 第十五条の規定によつて療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切扶助金として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支給しない。

(重複給付の禁止)

第二十二条 扶助金の支給を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、扶助金を支給しない。

2 扶助金の支給の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、扶助金の支給を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、扶助金を支給しない。

(3) 災害救助法施行規則（抄）

(救助業務従事者命令の場合の公用令書)

第四条 法第二十四条第一項 又は第二項 の規定により従事させる場合の公用令書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 命令を受ける者の氏名、職業、出生の年月日及び居住の場所（法人その他の団体についてはその名称、事業の種類及び主なる事務所の所在地）
- 二 従事すべき業務
- 三 従事すべき場所及び期間
- 四 出頭すべき日時及び場所（法人その他の団体については従事すべき業務の内容計画）
- 五 その他必要と認める事項

2 公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により救助の実施に従事することができない場合には、直ちに事由を付して従事命令を発した都道府県知事、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十八号、第八十六号及び第八十七号並びに第八十六号の事務に係る同条第十九号 に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）にその旨を届け出なければならない。

3 前項の規定による届け出があつた場合において、都道府県知事、地方運輸局長が救助の実施に従事させることを適当でないと認めるときは、第一項の命令を取り消すことができる。この場合においては、公用取消令書を発し、その者にこれを交付しなければならない。

第五条 法第二十四条第五項 の規定による実費弁償を受けようとする者は、実費弁償請求の事実、実費弁償請求額その他必要と認める事項を記載した実費弁償請求書に従事命令を発した都道府県知事又は法第二十四条第二項 の規定による要求をなした都道府県知事（この場合においては、従事命令を発した地方運輸局長を経由しなければならない。）に提出しなければならない。

第六条 法第二十九条 の規定による扶助金を受けようとする者は、扶助金支給申請書に従事命令若しくは協力命令を発した都道府県知事又は法第二十四条第二項 の規定による要求をなした都道府県知事（この場合においては、従事命令を発した地方運輸局長を経由しなければならない。）に提出しなければならない。

2 扶助金支給申請書には、左の区別に従い、所要書類を添附しなければならない。

- 一 療養扶助金支給申請書については医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書
- 二 障害扶助金支給申請書については身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
- 三 遺族扶助金又は葬祭扶助金の支給申請書については医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類

(3) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（抄）

第一章 救助の程度、方法及び期間

（医療及び助産）

第五条 法第二十三条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

- イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、
病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- （１）診療
- （２）薬剤又は治療材料の支給
- （３）処置、手術その他の治療及び施術
- （４）病院又は診療所への収容
- （５）看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 （略）

（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第二十三条第一項各号の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ （略）

ロ 医療及び助産

ハ～ト （略）

二 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第二十四条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第十条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第二十四条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第十条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抄）

第一章 総則

第二節 国民の保護のための措置の実施

（国の実施する国民の保護のための措置）

第十条 国は、対処基本方針及び第三十二条第一項の規定による国民の保護に関する基本指針に基づき、国民の保護のための措置に関し、次に掲げる措置を実施しなければならない。

一 （略）

二 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三～五 （略）

2 （略）

（都道府県の実施する国民の保護のための措置）

第十一条 都道府県知事は、対処基本方針が定められたときは、この法律其他法令の規定に基づき、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

一 （略）

二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三～五 （略）

2～4 （略）

第三章 避難住民等の救援に関する措置

第一節 救援

（救援の指示）

第七十四条 対策本部長は、第五十二条第一項の規定により避難措置の指示をしたときは、基本指針で定めるところにより、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

2 対策本部長は、武力攻撃災害による被災者が発生した場合において、当該被災者の救援が必要であると認めるときは、当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

（救援の実施）

第七十五条 都道府県知事は、前条の規定による指示（以下この項において「救援の指示」という。）を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、次に掲げる救援（以下単に「救援」という。）のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、当該救援の指示を待たないで、これを行うことができる。

一～三 （略）

四 医療の提供及び助産

五～八 （略）

2 救援は、都道府県知事が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(医療の実施の要請等)

第八十五条 都道府県知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。

2 前項の場合において、同項の医療関係者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

第七章 財政上の措置等

(損失補償等)

第一百五十九条 (略)

2 都道府県は、第八十五条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第二項の規定による指示に従って医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(損害補償)

第一百六十条 (略)

2 都道府県は、第八十五条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第二項の規定による指示に従って医療を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（抄）

(救援の程度、方法及び期間)

第十条 法第七十五条第三項 に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第一項 の基準を勘案して、あらかじめ、厚生労働大臣が定める。

2 法第七十五条第三項 に規定する救援の期間は、法第七十四条 の規定による指示があった日（法第七十五条第一項 ただし書の場合にあっては、その救援を開始した日）から厚生労働大臣が定める日までとする。

(政令で定める医療関係者)

第十八条 法第八十五条第一項 の政令で定める医療関係者は、次のとおりとする。

- 一 医師
- 二 歯科医師

- 三 薬剤師
- 四 保健師
- 五 助産師
- 六 看護師
- 七 准看護師
- 八 診療放射線技師
- 九 臨床検査技師
- 十 臨床工学技士
- 十一 救急救命士
- 十二 歯科衛生士

(実費弁償の基準)

第四十一条 法第百五十九条第二項 の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 手当は、法第八十五条第一項 の規定による要請に応じ、又は同条第二項 の規定による指示に従って医療を行った時間に応じて支給するものとする。
- 二 前号の手当の支給額は、法第八十五条第一項 の規定による要請を行い、又は同条第二項 の規定による指示をした都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者の給与を考慮して定めるものとする。
- 三 一日につき八時間を超えて医療を行ったときは、第一号の規定にかかわらず、その八時間を超える時間につき割増手当を、医療を行うため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。
- 四 前号の割増手当及び旅費の支給額は、第一号の手当の支給額を基礎とし、第二号に規定する医療関係者に支給される時間外勤務手当及び旅費の算定の例に準じて算定するものとする。

(実費弁償の申請手続)

第四十二条 法第百五十九条第二項 の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書を、法第八十五条第一項 の規定による要請又は同条第二項 の規定による指示を行った都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の実費弁償申請書を受理したときは、弁償すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。
- 3 第一項の実費弁償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実費の弁償を受けようとする者の氏名及び住所
 - 二 請求額及びその明細
 - 三 医療に従事した期間及び場所
 - 四 従事した医療の内容

(損害補償の額)

第四十三条 (略)

- 2 法第百六十条第二項 の規定による損害の補償の額は、災害救助法施行令 中扶助金に係る規定の例により算定するものとする。

(損害補償の申請手続)

第四十四条 法第百六十条第一項 の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

- 一～四 (略)

- 2 法第六百六十条第二項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、法第八十五条第一項の規定による要請又は同条第二項の規定による指示を行った都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 第一項各号に定める者及び前項の都道府県知事は、前二項の損害補償申請書を受理したときは、補償すべき損害の有無及び損害を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の損害補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所
 - 二 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所
 - 三 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所
 - 四 負傷、疾病又は死亡の状況
 - 五 死亡した場合にあっては、遺族の状況

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（抄）

（医療の提供及び助産）

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- （１）診療
- （２）薬剤又は治療材料の支給
- （３）処置、手術その他の治療及び施術
- （４）病院又は診療所への収容
- （５）看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

二 （略）

（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第七十五条第一項各号の救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ （略）

ロ 医療の提供及び助産

ハ～ホ （略）

- 二 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。